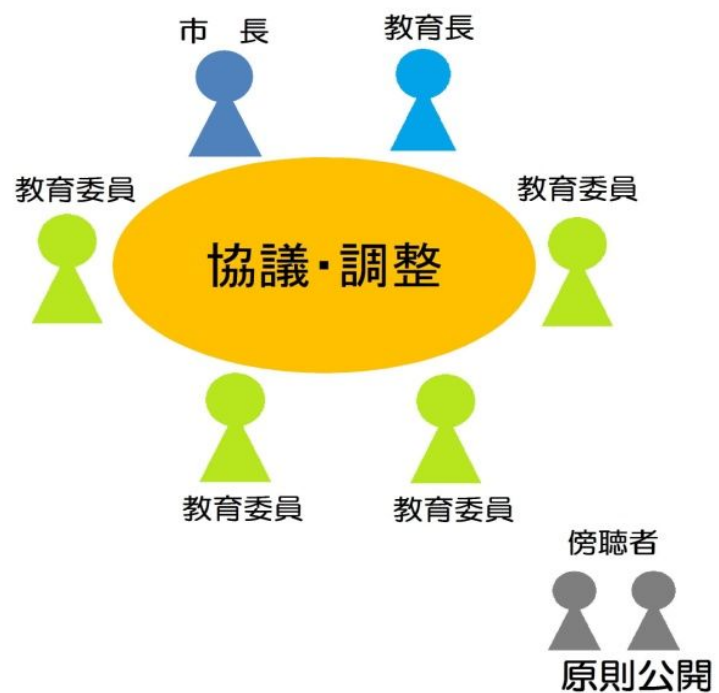


## 総合教育会議とは

### 目的

市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、両者の協議・調整の場として設置するもの。

地教行法の規定により設置することとされている。



### 内容

◎市長が設置し、招集します。

会議の構成員

市長，教育長，教育委員

◎協議・調整を行います。

協議調整する事項の例

①教育行政の大綱の策定

②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

例：学校等の施設整備

ふれあいスクールとひまわりクラブの連携

子育て支援 など

③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置